

令和6年度

要 望 書

一 関 市

当市では、総合計画後期基本計画の4年目を迎え、目指す将来像である「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝くいちのせき」の実現に向け、SDGsの理念を踏まえ、各種施策を着実に推し進めております。

産業の振興はもとより、保健、福祉、医療、教育等の幅広い分野の充実、市民生活に重大な影響を及ぼしている全国的な物価高騰に対する市民生活への支援、地域経済活動における対策のほか、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、市民の利便性の向上と庁内業務の効率化に取り組んでおります。

当市は、人口減少・少子化・高齢化が進行する現状にあり、今後とも地域を維持するためには、人口減少によるダメージを少なくし、地域の活力を高めていく必要があります。さらに、当市は宮城県との県境に位置し、宮城県北の各市と生活圏を同じくすることから、住民生活に関わる取組は県境を越えた視点が求められております。

そのため、当市は、広域的な視点で近隣自治体との連携を強めていくとともに、市民との協働をより一層推進しながら、地域課題の解決に努めてまいります。

については、本要望書に掲げた事項について、積極的なご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和6年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

一 関 市 長 佐 藤 善 仁

一関市議会議員 勝 浦 伸 行

目 次

重点要望

- 1 国際リニアコライダー（I L C）の実現について 1
- 2 道路等の整備及び治水対策の促進について 3

一般要望

- 1 地域医療体制等の充実について 12
- 2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について 17
- 3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について 25
- 4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について 28
- 5 流域下水道に係る負担金の見直しについて 30
- 6 地デジ県内放送の難視聴対策について 31
- 7 持続可能な農林業への支援について 33
- 8 地域公共交通に係る支援の拡充について 39
- 9 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について 41



平泉町との連携要望項目には、このマークを記載しています。



重点要望 1

国際リニアコライダー（ILC）の実現について

国際リニアコライダー（ILC）は、世界中の研究者・技術者が結集するアジア初の国際出資・運営による大型国際科学技術研究拠点です。

その実現による波及効果は、学術の進展のみならず、我が国が標榜する科学技術立国と科学技術外交の推進、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには、人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に大きく貢献し、日本全国、世界に及ぶものです。

ILCの日本建設による効果は、イノベーションや国際人材育成、地方創生、震災復興など多分野にわたることから、これまでの学術プロジェクトとしての検討を超え、国家プロジェクトとして、国際的な議論を進めることが必要不可欠です。

世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、2004（平成16）年から国際チームによるILC技術開発を進め、2013（平成25）年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところでありますが、未だ実現には至っておりません。

ILC建設候補地は、東日本大震災による人口減少が加速する中、基盤産業の不振、復興需要の落ち込みなど多くの課題が山積しています。

未来に希望を持って地域を振興し、子供たちにバトンを引き継いでいくためには、ILCの実現が欠かすことができません。

については、ILCの東北での早期実現に向けて、次の事項について

国に働きかけるよう要望します。

記

- (1) ILCの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、関係省庁横断による連携を強化すること
- (2) 日本政府が主導し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に関する国際調整を進め、ILCの早期実現を図ること



重点要望 2

道路等の整備及び治水対策の促進について

(1) 国道4号の4車線化について



国道4号は、物流や観光などの活動を推進し、分散型社会の構築に向けて欠かすことのできない重要なインフラであります。

国道4号は、沿線にトヨタ自動車東日本(株)の岩手工場（金ヶ崎町）と宮城県の宮城大衡工場を核とした自動車関連事業所の集積が進み、近年は半導体関連企業の立地も進んでおります。岩手県南部から宮城県北部にかけて各事業所を広域的に結ぶ国道4号を核とした幹線道路の整備は、東北地方の産業形成を図る上でより重要になってきております。

また、国道4号は、一関市内では国道284号、342号、457号、主要地方道一関北上線などの東西幹線道路が接続する主要幹線道路となっており、当市は、「世界遺産 平泉」と当市の観光資源を組み合わせた周遊観光ルートの形成により、交流人口の拡大を目指しているところです。

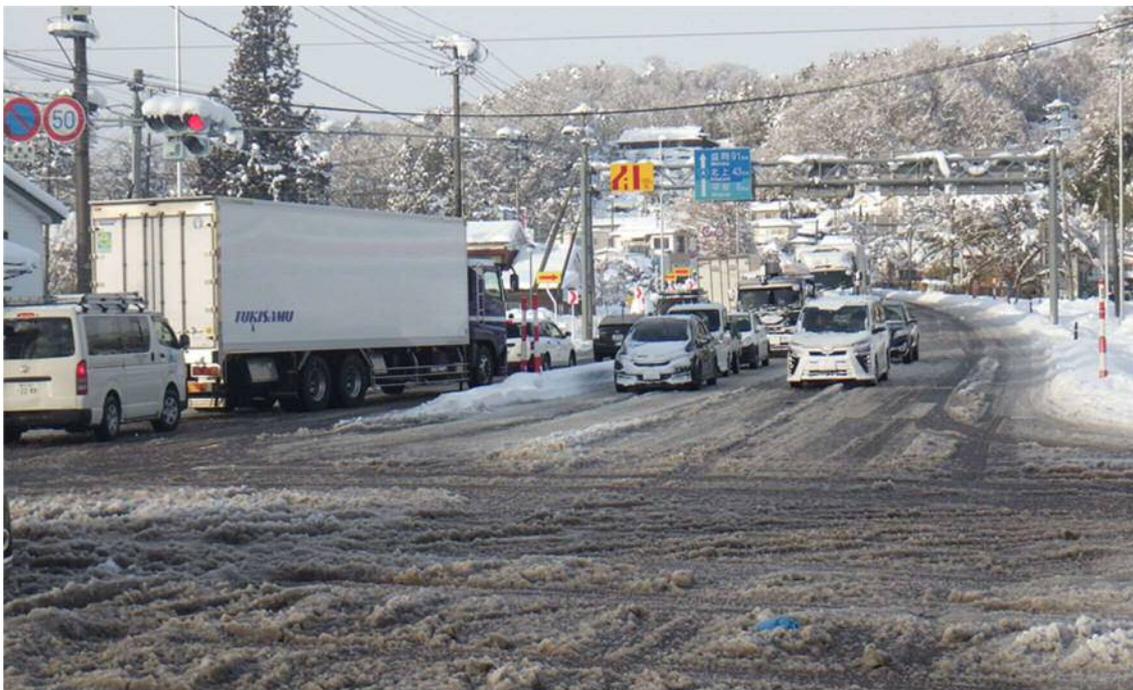
については、産業振興、観光振興をより一層推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

記

- ① ^{おおつき}大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備

② 高梨交差点から修紅短期大学付近までの交通事故対策事業の早期完成

③ 修紅短期大学付近から宮城県境までの4車線拡幅整備



国道4号：大槻交差点以北の4車線拡幅整備

(2) 国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備について

国道 343 号は、内陸と重点港湾である釜石港、大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、内陸と沿岸の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であります。陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や急峻な山地を越えなければならない地理的条件から、交通の難所となっております。

過去には、土砂災害による長期間の車両通行止めが発生し、交通に多大な支障をきたしました。冬期の積雪・路面凍結時においては、車両の通行が困難となることから、国道 284 号へ大きく迂回するなど、内陸と沿岸をつなぐ路線としての機能が十分に発揮されておられません。

県では、国道 343 号笹ノ田地区の整備は急務であり、着実な進展が必要であるとのご理解から、「国道 343 号笹ノ田地区技術課題等検討協議会」において、現道における課題への対策について具体的にご検討をいただいているところであります。

については、早急に調査検討を完了し、国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備について事業化されるよう要望します。

(3) 一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防（JR磐井川 橋梁）の早期完成について

近年、短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、全国各地で水害や土砂災害が発生し、尊い人命や社会経済への甚大な被害が生じております。また、すでに地球温暖化の影響が顕在化していると見られ、今後、さらに気候変動の影響による水災害の頻発化や激甚化が予測されております。

一方、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、国では、流域治水の実践及び防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による河川堤防の整備、強化等により、治水対策を鋭意進められているところです。

このような中で、高さ等が不足したまま取り残されている鉄道橋梁が大雨の際の流木等を含む洪水流によって傾斜、流失、倒壊などとなる被害が、全国で相次いで発生しております。

この鉄道橋梁の被害は、河川堤防の整備と合わせた鉄道橋梁の架け替えが必要である認識はされているものの、その費用が多大であることなどから架け替えが進まないことによるものであり、治水安全度の向上に大きな影響を及ぼすものであります。

このような鉄道橋梁は施工年次が古く、現行の河川管理施設等構造令に合致していないため架け替えが急務となっており、国の国土強靱化基本計画にも鉄道橋梁の豪雨対策の推進が明記されているところであります。

については、流域治水の実践及び更なる推進に必要とされる河川堤防の整備に合わせた水災害対策に早急に取り組むよう、次の事項について国に働きかけることを要望します。

記

- ① 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において当初予算や別枠での予算を確実に確保するとともに、改正された国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、継続的かつ安定的な治水関係予算を確保することにより、高さが不足している鉄道橋梁について、河川堤防の整備と合わせた架け替え事業を速やかに推進すること
- ② JR河川橋梁の緊急調査結果等を踏まえ、鉄道橋梁の架け替えを含めた必要な対策や事業費を負担する新たな枠組みの創設などについて、河川管理者・鉄道事業者等関係者の連携・協力のもと速やかに推進すること
- ③ 一関市内においても、堤防整備が進む磐井川堤防区間では、堤防よりも高さが低く、一関遊水地事業計画の中で唯一残されているJR東北本線磐井川橋梁が渡河していることから、同橋梁の早期架け替えに着手すること



(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について

まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体で施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることで大きな成果を得ることが可能となります。

当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。

また、陸前高田市や宮城県気仙沼市などの隣接する地域との地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すためにも、県境や市町境においても円滑な交通を確保し広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的整備が必要となっております。

近年、国内各地において、台風による局地的な集中豪雨などの災害が頻発しており、その被害は以前にも増して甚大になっていることから、非常時においても隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。

については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

記

① 国道 284 号の整備

- (ア) 国道 284 号から三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備に向けた宮城県への働きかけ

(イ) 室根町高沢地内の主要地方道本吉室根線との交差点の右折レーン設置

(ウ) 国道 284 号一関・気仙沼間の高規格化の早期実現

② 国道 342 号の整備

(ア) 花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備（整備済みの白崖地区を除く）

(イ) 大槻交差点から一関工業団地を経て、金沢地区までのルート変更

③ 国道 456 号宮城県境付近のトンネル化の早期実現

④ 県道の整備

(ア) 主要地方道本吉室根線津谷川本^{もとしゆく}宿地区の改良整備促進

(イ) (仮称) 栗原北上線の県道昇格

(ウ) 一般県道相川平泉線の抜本的改良

(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について

当市は、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の要衝となっており、この広域的な地域における観光交流人口の増加や物流経路の機能強化を図るためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。

また、一関遊水地や宮城県境までの狭あい地区などで国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るために、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。

については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

記

① 幹線道路網の整備

- (ア) 主要地方道一関大東線東山町柴^{しばじゆく}宿から大東町流^{ながれ}矢^やまでの抜本的な改良整備
- (イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化
- (ウ) 主要地方道弥栄金成線弥栄地区から金沢地区までの改良整備
- (エ) 一般県道折壁大原線
- ・ 大原^{はらいがわ}弘^{かみかわら}川地区から上川原地区までの改良整備
 - ・ 国道 284 号から室根高原牧場間の未改良区間の改良整備
- (オ) 一般県道若柳花泉線涌津^{しもはら}字^{ふたつだん}下原、二ツ檀地内の歩道の早期完成

② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進

(ア) 黄^{きのみ}海川堤防の改修

(イ) 滝沢川排水機場の整備



地域医療体制等の充実について

(1) 県立病院医療体制の充実について

県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。

特に救急科、麻酔科、産婦人科など24時間対応が求められる診療科において、適切な救急医療体制を構築するためには、更なる医師等の増員を含めた対応が求められております。

また、県立千厩病院の常勤医の減少により、東磐井地域の医療体制の崩壊が懸念される状況となっております。

については、県立病院医療体制の充実のため、次の事項について要望します。

記

- ① 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう、救急医療を始めとした必要な医療提供体制を充実させること

② 常勤医師等の配置・増員

病院名	常勤医師の配置が 必要な診療科	常勤医師等の増員が 必要な診療科
磐井病院	病理科医	産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師、総合診療医
千厩病院	整形外科医、脳神経内科医	内科医（日当直勤務が可能な医師）
大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医
南光病院	児童青年精神科医	精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士）

(2) 奨学金養成医師の適正な配置について

平成 20 年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置は、平成 28 年度から始められ、当圏域には 11 人の医師が配置されました。しかしながら、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また当圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。

今後においても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。

特にも、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。

については、奨学金制度による養成医師の配置に関し、次の事項について要望します。

記

- ① 地域及び診療科による医師の偏在の解消を図ること
- ② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関へ継続的に必要医師数を配置するとともに、医療機関の機能に応じて専門医や総合診療医を適材適所となるよう配置すること

(3) 医師の働き方改革を踏まえた地域医療及び救急医療提供体制の確保について

少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在も顕著な状況の中、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域医療体制を維持していくことが課題となっております。

医師の偏在が根本的に解消されないまま、令和6年4月から医師の働き方改革が実施され、救急医療はもとより、周産期医療や小児医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制の更なる縮小となることが懸念されるところであります。

また、当圏域は、宮城県北地域と日常生活圏を同じくしており、県境を越えた医療体制の構築が求められております。

地域医療に求められる役割はますます重要になっている一方、医師の高齢化などにより救急医療体制の維持が難しくなっており、この状況は当圏域だけの問題ではないと認識しているところです。

このような厳しい状況の中、令和5年2月から岩手県小児救急医療電話相談事業（#8000）の受付終了時間を「午後11時まで」を「翌朝まで」に延長していただいたことは、地域住民の安心と小児救急医療体制の負担軽減につながるものであります。今後とも適正受診の啓発の推進と救急医療の電話相談事業等の取組が拡充されることを期待しております。

については、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持し

ていくため、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。

記

- ① 県境を越えた医療体制を構築するため、宮城県と医療体制の連携について協議すること
- ② 医療人材の確保、定着に向けた施策の更なる充実、特にも周産期及び小児の医療体制構築のための支援や人材の確保を行うこと
- ③ 県内全域で医師の高齢化などにより初期救急（一次救急）体制を維持することが難しくなっていることから、県として救急医療体制の対応方針を示すこと
- ④ 地域における救急医療体制を補完するために、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきか相談できる「救急安心センター事業（#7119）」について、県内全域を対象として実施すること

一般要望 2

まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について

(1) IT関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保について

岩手県は、広大な面積の大部分が条件不利地域であり、北上川流域の平坦地を中心に、主に製造業の企業誘致が進められてきた経緯があります。中山間地域や山間地域である条件不利地域は人口減少や少子高齢化が進み、地域内の生産力の低下、経済活動の鈍化、担い手不足や限界集落などといった課題も生じている現状にあります。

当市では、女性や若者の地元定着と人口減少対策を図るため、「100億円を売り上げる企業を1社誘致するだけでなく、1億円を売り上げる企業を100社つくる」ことを目指し、仕事の種類や働き方の多様性の確保だけでなく、住まいに近いところに働く場を創出する施策に取り組んでおります。その1つとして、IT技術に関するノウハウを有した地域活性化起業人及び地域おこし協力隊を市内企業に派遣し、企業のDXの推進のための取組を行っておりますが、企業からのニーズが非常に高まっており、今後さらにIT、AIの需要が増えてくるものと感じております。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税免除の適用は、国において設備投資を促すための国策として実施しているものであることから、岩手県としても、自治体単位の支

援区分に加え、自治体内の地域ごとの実情に対応した支援制度の見直しが必要なものと考えます。

については、I T関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保のため、次の事項について要望します。

記

- ① I T関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創設すること
- ② 県の企業立地促進奨励事業費補助金において、一関市は工場等の新設のみが対象となっているが、過疎法の固定資産税免除の適用を受ける旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村及び旧藤沢町については、工場等の新設に加えて増設の場合も対象とすること

(2) 高校生の就職を支援する就業支援員等の適正配置について

若者の能力向上と就業促進を図るため、平成 17 年度に県が設置したジョブカフェ一関については、令和 4 年度までは県と市の共同で運営、令和 5 年度からは市が単独で運営し、県では一関市及び平泉町を担当範囲とする就業支援員 2 名を配置してきたところです。

令和 4 年度までにおいては 3 名の就業支援員が配置されていたのに対し、現在は 2 名に減員されており、この就業支援員の配置数は、高校卒業予定の求職者が盛岡に次いで多い当地区においては、十分とはいえない状況になっております。

新規高卒者の就職については、少子化により生徒数が年々減少しているものの、地元就職に向けた支援のニーズは複雑化しているのが現状です。さらに、当地区は、宮城県との県境に位置し、地元の新規高卒者が県外に流出しやすく、地元への就職率は県内で最も低い状況にあります。

このことから、市内の関係機関が連携し、「新規学校卒業・修了者の雇用に関する共同宣言活動」などに取り組み、地元への就職・定着のための活動を行っているところです。

については、当地区の高校生に対する就職支援の更なる充実を図り、一人でも多くの高校生が地元就職するよう、一関地区を担当する就業支援員の増員又は県内就業・キャリア教育コーディネーターの専任配置について、要望します。

(3) 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定の改定について

人口減少と急激な少子化を背景に、「中学生が多様な学校や学科を選択できて、進路希望を実現」できる県立高等学校の再編が進む中、若者が地方で地元で活躍できるようにするためには、地域の関心を集める魅力のある高等学校と、世界で活躍できる人材の育成の両方が必要となっております。

当市には、高等学校や高等教育機関が多く所在している環境から、学生が多く集まり、様々な分野で活躍する人材の育成につながってきた現状がありますが、急激な少子化は、高等学校の生徒数の減少にも影響を及ぼしております。

このような中、当市では、生徒の下宿費用の助成や学生寮の整備に係る補助を行い、当市に所在する高等学校で学びたいという意欲のある生徒の確保と負担軽減に努めるとともに、多くの学生が集まり日常的な研鑽が行われる魅力ある高等学校の維持に取り組んでおります。

一方、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定においては、合併前の市町村を単位とし、現在の市町村とずれが生じていることで、生活圏を同じくする宮城県の生徒の進路選択の妨げとなっており、岩手県で活躍できる人材の確保につながっていない現状にあります。

については、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定について、現在の合併前旧市町村を単位とするものから現行の市町村を単位とするものに、範囲を拡大し改定するよう要望します。

(4) 結婚活動支援について

当市では、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援に取り組んでおり、結婚を希望する独身男女の出会いの場の提供（市内イベントや宮城県を含む近隣4市町合同イベント）や縁結び支援員（ボランティア）による出会いの仲介支援、支援窓口設置による相談対応を行っております。

また、企業、団体等が実施する独身男女の出会いの機会を提供する事業に対する補助やいきいき岩手サポートセンターの会員登録料補助、新婚世帯に対する経済的負担の軽減を図るための家賃等補助の支援も行っております。

県においては、いきいき岩手サポートセンターを設置し、マッチングシステムを導入した会員制による出会い仲介支援や企業、地域と連携した出会いイベントを県内広域で行っておりますが、当市が行った結婚を希望する独身者を対象としたアンケートでは、結婚活動支援として、近隣自治体も対象とする広域的な婚活イベントの開催を求める意見が多いことから、更なる出会いの機会の創出と結婚活動支援の充実を図る必要があると考えます。

については、県内全域に加え、当市と隣接する宮城県域も範囲とした広域的な婚活イベントの開催を要望します。

(5) 企業版ふるさと納税に係る税額控除特例措置の延長について

当市における企業版ふるさと納税は、令和3年度以降、のべ12件、3億3,500万円余に達しており、地方創生プロジェクトを基に策定した「一関市地域再生計画」に位置付ける「一関市まち・ひと・しごと創生推進事業」のうち「地域の稼ぐ力を高め、仕事と豊かな暮らしを創出し、市内外から人が集うまちをつくる事業」への充当を主として、地域経済の強化、働く場やまちの賑わい、新しい人の流れの創出に大きく寄与しております。

しかしながら、企業の寄附に係る法人関係税の税額控除の適用期限は令和6年度末までとなっており、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局においては、自治体の要望等を踏まえ、令和7年度以降の延長に向けた検討が必要とされたところです。

については、地方創生の推進を目的に制度化された企業版ふるさと納税について、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、法人関係税の税額控除の令和7年度以降の延長について、国に働きかけるよう要望します。

(6) 広域での公民連携の推進について

人口減少が加速していく中、多様化する地域の課題に行政だけで対応していくことは困難な状況であり、当市においても、企業や金融機関などの多様な主体との連携を進めております。

全国では、企業、金融機関、地方公共団体等において公民連携の地域プラットフォームを形成し、PPP/PFI事業のノウハウの習得や、公民連携による事業形成能力等の向上を図り、具体的な事業形成につなげていく事例もあります。

この取組は、一つの自治体で進めるよりも、広域的な範囲で進めることで、多種多様な主体が参画し、異業種間のネットワークの形成や公民連携を推進していく人材の育成に寄与することから、より効果的な事業形成やマッチングの機会の増加につながるものと考えられます。

東北エリアにおいても、青森県、秋田県、宮城県において、県と市町村が構成員になっている広域での地域プラットフォームが形成されております。

については、県全体で一体的に公民連携の取組を推進していくため、次の事項について要望します。

記

- ① 国の地域プラットフォーム形成支援事業を活用し、岩手県を代表者とした、地域の事業者、県内の自治体等が参画する地域プラットフォームの形成を進めること
- ② 県で進める地域プラットフォームは、プラットフォーム形成後も

国からの支援を受け、実効性のあるプラットフォームとしていくため、PPP／PFI地域プラットフォームの協定制度を国と締結できる形とすること



一般要望 3

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について

原発事故による放射性物質汚染は、震災から13年を経過した現在もなお、当市に大きな被害を与えております。

牧草、稲わら、堆肥の農林業系汚染廃棄物については処理が進まず、現在、埋設一時保管している学校校庭等の除染による除去土壌や汚染された道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域で処理ができない状況にあり、これ以上、一時保管することは極めて困難であります。

このような実態を踏まえ、県においては、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に働きかけるよう要望します。

記

(1) 原木しいたけ産地再生への支援について

- ① 新規参入者と規模拡大意向者に対しても、震災前の原木価格水準に見合った原木購入費の掛り増し賠償の実現に向けた強力な支援を実施すること
- ② 翌年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と、課題となっている植菌適期内の原木の納入の実現へ向けた実態に即した支援を実施すること

- ③ 立木等に関し、福島県と同様の財物賠償の実現に向けた支援を実施すること
- ④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている、原木しいたけの栽培工程管理の簡素化に向けた支援を実施すること

(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について

- ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること
- ② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴い、一時保管施設の維持補修の助成など、保管施設としての機能を保つための全面的な支援を実施すること

(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について

産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援を実施すること

(4) 損害賠償の迅速化について

- ① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員を配置すること

- ② 未払いとなっている行政請求分の支払いを早期に実施すること
- ③ 損害賠償請求に要した事務経費を賠償対象経費へ追加すること

(5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設について

放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援を実施すること

(6) 学校施設の校庭などに埋設保管している除染による除去土壌の処理方針について

学校施設の校庭などに埋設一時保管している除染による除去土壌の処理基準を速やかに提示すること

一般要望 4

水道施設整備と生活用水確保への財政支援について

水道は、市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であり、安全な水道水の安定供給のため、信頼性の高い水道施設の整備と財政基盤の強化が求められています。

当市では、平成 29 年 4 月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の統廃合が困難な状況にあり、統合に伴う企業債残高と減価償却費の大幅な増加により、財政基盤も大きく弱体化しております。

さらに、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大により、水道事業の経営環境は今後一層厳しくなると見込まれ、経費削減努力のみで必要な資金を確保するのは極めて困難となっております。

また、当市においては、水源の確保が難しく、配水管の延伸による水道供給が技術的、物理的に困難な水道未普及地域では井戸等の自家水源を使用していることから、生活用水確保のため、水質検査や深井戸整備、浄水施設設置に対する助成を行っています。衛生的で安定した生活用水の確保は大きな課題であり、他の自治体においても同様の助成制度を設けている現状にあります。

については、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、次の事項について要望します。

記

- (1) 過疎債及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金に係る地方財政措置について、統合前基準額により措置を継続するよう国に対し要望すること
- (2) 生活基盤施設耐震化等交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」とされている要件を、基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること
- (3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること
- (4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること



流域下水道に係る負担金の見直しについて

当市では、昭和 56 年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ、段階的に計画を見直しながら整備を進めてきております。

しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく変化しており、特にも人口減少の影響により有収水量の大きな増加は見込めない状況であることから、当市では、公共下水道事業の令和 8 年度までの整備区域を縮小し、長期計画においても見直しを予定しているところであります。

このような状況下において、令和 6 年 3 月の岩手県流域下水道連絡会議で示された令和 7 年度以降の流域下水道投資財政計画の見通しにおける維持管理負担金収入は、これまでの額を大きく上回っており、関連市町にとって大変な財政負担となるものであります。

については、関連市町の現状を踏まえた流域関連公共下水道事業となるよう、次の事項について要望します。

記

- (1) 流域下水道維持管理負担金の改定に当たっては、決算状況等の検証を行い、関連市町へ詳細な説明及び協議を行うとともに、急激な増額はしないこと
- (2) 施設や設備の更新に当たっては、今後見込まれる処理量に見合った規模となるよう、関連市町と事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること

一般要望 6

地デジ県内放送の難視聴対策について

当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう、国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。

しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至っておりません。

また、テレビ共同受信組合が保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。

さらに、テレビ放送は災害情報などの住民の生命、財産の確保に必要な情報を提供するといった重要な役割を果たしているにもかかわらず、同じ情報を得るために、受信が不利な地域では受信設備を整備しなければならない、より大きな負担を強いられる状況となっております。

については、総務省が行っているデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会などの内容を踏まえ、次の事項について国及び放送事業者に働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。

記

- (1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策を検討するとともに、市で実施可能な受信環境改善策を目的とした財政支援制度を創設すること

- (2) 地上波を直接受信することができる世帯と同等の負担となるように、テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度を創設すること
- (3) これまで実施してきた受信対策の課題を整理し、住民負担が生じないよう配慮した上で、地上波の代替手段の検討を進めること

一般要望 7

持続可能な農林業への支援について

(1) 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分等について



産地交付金は、国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で交付されておりますが、令和4年度の県から一関地方農業再生協議会（構成市町：一関市、平泉町）に対する最終配分（地域枠）は、転換作物拡大加算の廃止等により取組面積が増えたにもかかわらず大幅な減額となり、これに伴い取組単価を減額変更しており、また、昨年度においても、取組単価を以前の水準に戻すことはできませんでした。

今年度の当初配分（地域枠）についても、昨年度の畑地化の実績に伴う調整を考慮しても、減額となっているところです。

当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域の特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところであり、今後、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の取組にも影響するものであり、その存在はより重要になっていると考えます。

については、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

記

- ① 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の予算が不足した際に産地交付金の一部を利用する運用を改め、取組面積に応じて当初から十分な予算を確保すること
- ② 産地交付金をはじめとする水田活用の直接支払交付金の大幅な見直しを行う場合は、地域の中心的な担い手や法人などの大規模経営体が営農計画の見直しに対応できるように十分な周知期間を設けるとともに、物価高騰など社会状況が急激に変化し、その状況下で見直しを行った結果、農業者の経営を著しく悪化させることが見込まれるときは、見直しの撤回や実施時期の再検討など、農業者に寄り添った対応を行うこと

(2) 基盤整備事業の着実な推進と予算確保について

当市は、中山間地域を多く抱え、水田整備率は東北の中で最も低い岩手県平均から更に10%以上低い現状となっております。

また、当市では現在、14地区で基盤整備事業が実施されておりますが、必要予算に比して配分予算が少ないことから、事業完了が遅れ、事業費総額が増大し、地元負担も大きくなる傾向が続いております。

については、基盤整備事業の着実な推進と予算確保について、要望します。

(3) 多面的機能支払制度の予算確保について

農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地、農業用水路などの適切な保全活動を通じて発揮されているところです。

これらの活動を支援する多面的機能支払制度においては、平成27年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織が行う水路整備などの計画的な活動に支障をきたしております。

このため、県を通じて国に対して必要な予算措置を要請しているところですが、多面的機能支払交付金の令和6年度予算額は、令和5年度と同額となっております。

については、多面的機能支払制度における事業費の満額確保について、国へ強く要請するよう要望します。

(4) 自伐型林業者の育成への支援について

当市では、林業就業者の高齢化が進んでいることから、林業の多様な担い手を創出するため、身近な地域の森林の整備を自ら行う自伐型林業者の育成に令和5年度から取り組んでおります。

自伐型林業は、手入れの遅れた森林で定期的な間伐を繰り返し、間伐材収入を得る形態であり、この間伐材を搬出するための作業道開設に小型重機が必要であります。小型重機を購入し作業道を開設しても収入は得られず、さらに、初期の間伐では低質な木材の割合が多く、収入につながりにくいことから、就業初期段階での支援が必要であります。

一方、この支援策と考えられる森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、令和6年度の予算が限られることから、資機材の整備は対象外とされるなど、活用につながらない結果となっております。

については、いわての森林づくり県民税の更なる活用も視野に入れ、間伐や作業道整備、小型重機の購入に係る岩手県独自の支援制度を創設するよう要望します。

(5) 中山間地域等直接支払交付金の予算確保について

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、この協定に定める計画的な活動に交付金が活用されるものであります。

令和5年度においては、本制度における5つの加算のうち、集落協定広域化加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の3つの加算措置の交付金が満額交付されず、協定の計画的な活動に支障をきたしております。

については、中山間地域等直接支払制度における事業費の満額確保について、国へ要請するよう要望します。

一般要望 8

地域公共交通に係る支援の拡充について

当市においては、人口減少や車社会の進展などに加え新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響によりバス利用者が減少し、利用料金収入や一部の公的補助だけでは路線の維持、存続が厳しい状況となり、民間路線バスは廃止や減便を余儀なくされております。

こうした状況を踏まえ、当市では、民間路線バスが廃止となった地域において市営バスの運行を行うと共に、乗換ポイントの整備、バス停表示の多言語化など利便性の向上と利用促進を図る取組を進めております。また、高齢化社会に適合するよう、ドアツードアでの利用が可能なデマンド型乗合タクシーの導入エリアの拡大に取り組んでおります。

県では、地域公共交通体系の再編や利用促進に係る市町村の取組に対し、地域公共交通活性化推進事業費補助金や地域バス交通等支援事業費補助金による支援を行っておりますが、公共交通の維持、確保に係る市の財政負担は増大しております。

また、公共交通事業者においても、利用者の減少や物価、燃料費高騰などの影響により厳しい経営状態にあることから、事業継続のための支援が必要であります。

このような状況は全国においても同様であり、滋賀県においては、地域公共交通を「利用者のみならず、地域のみんなで支えるべきもの」とし、地域で支える税制について、その導入可能性を検討していると

ころであります。

つきましては、住民の日常生活に必要な移動手段の確保と更なる利便性の向上を図るため、次の事項について要望します。

記

- (1) 広域的なバス路線の維持確保のため、補助金の要件の緩和、地域の実情に応じた財政的支援などの必要な対策を講じること
- (2) 国に対して、財政的支援の継続と拡充を働きかけること
- (3) 地域公共交通を支えるための税制について、導入の可能性を検討すること

一般要望 9

事業の円滑化ときめ細かな財政支援について

(1) 中学校地域部活動に向けての補助金制度創設について

当市では、生徒数減少の現状や学校規模の縮小に伴い顧問教員数が少なくなる中で、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、持続可能な部活動の体制を整備することが急務となっており、部活動指導が可能な実施団体等との協議により、令和4年度から地域部活動に取り組んでおります。今年度は、平日と休日に行う全日型地域部活動が4団体、平日の教員の勤務時間外と休日に行う休日型地域部活動が44団体と、移行が広がり、そのニーズが拡大しております。

この地域部活動は、基本的に学校とは別の団体であることから、指導者への謝金など、活動のための財源が必要となります。文部科学省の通知によれば、地域部活動の費用は「受益者負担の観点から保護者が負担」することを想定しております。しかし、この制度の提案は国からなされたものであり、現実に持続可能なものとしていくためには、スポーツ庁委託事業のモデル事業である、なしにかかわらず、公的援助が不可欠であります。

地域部活動制度は、教員の働き方改革を目指し考えられたものであり、これを推進拡大することは、地域人材の活用と教員の負担軽減に大きく資するものであります。

については、地域部活動の推進のため、県独自の施策として地域部活

動補助金制度を創設し、市町村とともに各地域部活動への具体的支援を行うことを要望します。

(2) 女性活躍のための消防庁舎施設整備に係る財政支援について

平成 27 年 7 月の消防庁次長通知において、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには女性消防吏員の活躍を大きく進める必要があります。また、女性消防吏員の計画的な増員と確保を図るよう示されております。また、消防吏員全体に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和 8 年度までに 5% に引き上げることを共通目標としているところであります。

当市では、平成 25 年度から令和 5 年度までに 7 人の女子消防吏員を採用し、令和 8 年度の目標達成に向けて、あと 3 人程度の採用となっておりますが、女性消防吏員の増員に伴い消防庁舎施設に女性専用の施設整備が必要となり、整備に係る費用の確保が課題となっております。

国においては、当該施設の整備に係る財源として、特別交付税を措置するとしておりますが、その措置率は 0.5 であり、市の財政負担が大きくなっております。

については、当該施設の整備について、県による追加的な財政支援を要望します。

(3) 東日本大震災に係る災害援護資金貸付金について

東日本大震災に係る災害援護資金貸付金は、東日本大震災の被災者に対して生活を再建するため、国及び県が負担する資金を、市町村が窓口となり貸し付けた制度であります。市町村において貸付金の回収が不能となっている場合や定められた期限から滞る場合には、市町村が県に対して立替え弁済することとされており、その弁済が令和7年度から始まります。

この貸付金は、所得が一定に満たない世帯の世帯主を対象として貸し付ける制度であることから、震災から期間が経過した現在においても、依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な市民が存在している状況にあり、今後、滞納額が増加し、市の財政運営上重大な問題となることが懸念されます。

現行においても、破産手続きが開始された場合など、回収が困難な事例については償還免除の要件が定められているところではありますが、強制執行を行った上で回収不能な場合は償還免除の対象とならないなど、償還免除の要件は実体に照らして十分でないと考えます。

については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の償還に関し、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

記

- ① 償還期限を超過して未回収の状態にある災害援護資金について、償還期間を延長すること
- ② 回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和すること